

此年十月月中如去人ケトシケ教書ニ羅  
タル一件キーリン人ノ實係ニテ毎我田兼美  
外キ人自身ニシテニ及旨魚日必ホルチツリ  
カロイフニ於テ則立身ヲ存月四日及右面  
為答別紙ニ向テ送付セヨ也

明治五年四月廿六日 大司典命上様前

開拓使の部下

開拓使の部下

渡島支庁 釧路 福山古館町 西氏  
當時様を以て在りては縁漁夫

美濃町申口

一 キーリシ人捕縛ニテ来りし云ふり云ハ既ノ命  
も多ク、形ノ次第捕縛多クナラサル人自秘限  
ヲ以テ捕縛シ命ヲ所送陣ニ来申候

一 キーリシ人が勢多者ニタト云ふりバホーヨリハナ  
ク有羽者ニ捕縛仕捕縛以テ多ク送陣申候

開拓使の部下

後へ脊より両手を度打擲せしり

一 キーリシ人ヲ捕へて其止居る所分バホートニ  
トリエクトニマカシ人々者ヲモシ

一 キーリシ人々其車なる者其の近き申す

一 キーリシ人ヲ捕へるより其車人留る事  
なる勢り得る事得る事申す

一 キーリシ人白状ふれば其短キ持り以打擲  
仕ぬるもナリ突然去人トトリと申す  
カチリヲ持り打擲仕ぬる事及ヤラセ  
エロシノ兩人なる勢害以遣へる事其白状  
及申す

一 白状せし後其短キ解キ屈伸起臥トモ自  
由者其短キ持り腰ノ平又ヲ持り擲せ  
去人々人々其事申す

開拓使榎太支願

一 文状せし後補定候事等申上

一 キーリ工人等何事も國ノ安穩氣乗入  
ニ申上

一 三月二十日ニ少人数迄申上

加々道<sup>（五）</sup>ニ申上

明治五年四月廿五日

榎太支願

開拓使以下

渡島國津路郡福山平次

前村様共河志守の如様御更

裁目之義を傳申上

一 前村海浦者に在る北東のキーリ工人等ヤマト

ノ者アイロフ工人等控テナケシ者ヲ北東キーリ  
ノ人ナラセシ。且ワレ。ヤラセシ者工人等女人等

我ノ家ニ由ル者ニ由ル旨ニ御意ニ後リ申上  
御バホーレ御意ニシハシニテ御意ニ申上

明治五年四月廿五日

復出申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 実名を記し、その名を記すは、バホートにトリユト  
と名乗る人、アノ口ノ者、口ノ者申す

一 腰之支子孫の徳ヲ長クシテ極ニ雅至屈伸  
乾臥トモ自中ニ後多申候

一 別ニ為人トテ大ニ至テ申候候事側ハ五臥申候

一 今所取一泊ニ即言少矣近者事一ニテ五送  
申候

一 ナリケレバ川大川ニ至テ取戸ノ流急タルカ亦

多ク申候事一取流ノ自在候事ト云見  
當リ申候

取之通一取之遠ク申候

以取七年四月廿四日 取田公家ニ侍下

開拓使管下

渡嶋國津輕郡福山平民

當時榎本洲東富間出稼漁夫

竹田榮兵衛

申口

一 本年三月中旬頃東富間三番屋繕り善藏之病死存  
同所へ罷越居申候然此處昨明治六年十一月頃トニトリト  
申主人ノ妹ケニトニケト申モノ家出後何レハ参リ候哉不  
相分趣小實御役所へ御届ケ仕置候由ニ御坐候

一 土人バホウトト申モノハ元米濱土人ニテ山獵ヲ專ラトシ漁  
 業ニハ尽力不致モノニ有之然ル處東富間領アイロフハ参リ  
 居候處海浦ニ住スルキイリシ人子アヤシヨリバホウトヲ呼ニ  
 参リ候ニ有能越候由ノ処酒杯吞ニセ其節キイリシ人ノ申ニ  
 昨年女主人ヲヤラセシト申同名ニテ二人并エワシ右三人ニテ東富間  
 山道ニメナケシト申処ニ在ルキイリシ人ニ之宅ニ女主人ヲ五日之間  
 留置川ハ投シテ殺シ候由バホウトヨリ三月廿九日東富間會  
 所ハ申出候尤私儀ハ一時出張ノ義ニテホセシクハ兼知不仕候  
 一 右ニ有番人善松并土人三人實否取調下シテ山道ハ参リアイ  
 ロフアヤシヤシキナイト申処ニ居ル三人ノ内一人徂細致居候ニ有

取押ハ相亂シ候處白状不致候故歸ノ脊ニテ肩ヲ毆候ハ共  
 白状不致由ニ有繩ニテ搦メ東富間會所ハ連参リ申候尤善  
 松打擲ノ節疵有ケ候儀ハ聊無之趣同人ヨリ兼リ申候  
 一 會所ニテキイリシ人繩有之候ニテ据置取調候ハ共白状不  
 致ニ有善松棒ヲ以テ打擲イタシ赤殺サレシ女主人ノ兄トシトリ  
 申者妹ノ殺サレタルヲ憤怒ノ餘リカヲリニテキイリシ人ニ  
 眼ニ上ヲ毆キ候ハ格別之疵ニ無之候ハ共血相流レ申候  
 一 私ハ取調不申善松取調申候其調候所ヨリ二三間ニ離レ  
 別間ハ居リ兼リ申候  
 一 キイリシ毆レタル故故白状仕候ハ女主人ヲヤラセシエワシ西人



ニテメナケシエ河ニ投込ニ申候私ハ夫ニハ關係不仕旨申候  
 一 夫ヨリ繩有之候ニ私合添小寶御役所ハ相届ケ申候  
 一 私ハ一時之出張ニ見聞ノ俣申上候委細善松ヨリ御聞  
 相成候ハ事柄能ク相分リ可申候

右ハ御尋ニ有御相違不申上候

明治七年五月二日

竹田兼兵衛印

榊太州兼濱住土人

バホウノ申口

一 メノコキイリ人ノ為ニ殺サレニ事ニ自先達テ小寶實ニ罷越  
 申候  
 一 同所ニテ魯西亞士官ヨリ被呼候ニ有罷越申候  
 一 士官ヨリ尋候ニハキイリ人メノコヲ殺シタル事ハ何レヨリ表  
 リ候哉ト申候ニ有東富間アイロフニ海浦住居ノキイリ  
 人キバヤニト申モノ土人家ニテ酒ヲ吞ミ居ル処ニテキバヤニ  
 申ニハメノコヲ昨秋後エラビニシヤラセニエワシニ三人メナケシ